

注意) 本仕様書は募集にあたり参考にお示しするものです。

実際の委託契約の仕様書とは異なる場合があります。

山梨県子どもの学習・生活支援事業 業務委託仕様書

山梨県が実施する「子どもの学習・生活支援事業」の委託事業者の選定に関し、契約の相手方に求める業務の仕様は次のとおりとする。

1 事業目的

「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づき、行政機関や福祉団体、地域住民等と連携・協働しながら、生活困窮家庭等の子どもに対する学習支援を行い、学習意欲を高め、学力の向上等を図るとともに、居場所の提供等を行い、日常生活習慣の形成や社会性の育成等を図ることをもって、子どもの貧困の連鎖を防止することを目的とする。

2 事業実施期間

契約締結日から令和3年3月31日までとする。

3 事業対象地域

山梨県内の次の町村とし、圏域ごとに事業者を募集する。なお、実施箇所は1町村1箇所を原則とするが、支援対象者の申込状況に応じて、事業者と町村で調整することがある。

(1) 西八代郡、南巨摩郡、中巨摩郡圏域

市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町

(2) 南都留郡、北都留郡圏域

道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村

4 支援対象者

3の町村に居住する次の世帯の中学生及び高校生とし、5の(2)の事業については、その保護者も対象とする。ただし、県が必要と認める場合には、中途退学又は

未進学等により学校に在籍していない子どもを支援の対象とすることができるものとする。

- (1) 生活保護受給世帯
- (2) 就学援助制度利用世帯
- (3) ひとり親世帯
- (4) 生活困窮等により県が支援を必要と認める世帯

5 事業内容

(1) 学習支援

学校の勉強の復習、学習意欲向上への支援及び高校受験対策などの学習指導を、支援対象者の学習意欲、学習到達度などのレベルに応じて個別指導方式で実施するとともに、必要に応じて、体験学習（自然体験、農業体験等）の場を提供すること。

(2) 生活支援

子どもの状況に応じた安心できる場において、日常生活や学校生活上の悩み相談、将来の進路相談などについて親身に対応すること。また、必要に応じて、福祉行政（県、町村）、教育行政（町村教育委員会、学校）、町村社会福祉協議会や特定非営利活動法人などの支援団体などと情報共有・交換するとともに、これらの機関や支援に繋げること。

6 実施方法

(1) 支援対象者の決定

4の支援対象者の中から、県において決定するものとする。

(2) 支援対象者数

支援対象者数は、アの圏域は50名程度、イの圏域は26名程度を想定しているが、各町村の支援対象者の状況に応じて柔軟に対応すること。なお、支援対象者数が前述の想定を大幅に超える場合は県と受託者で協議を行う。

ア 西八代郡、南巨摩郡、中巨摩郡圏域

	町名	見積の作成に当たって県が想定している町ごとの積算上の支援対象者数
1	市川三郷町	15
2	身延町	1
3	南部町	4

4	富士川町	10
5	昭和町	20
合計		50

イ 南都留郡、北都留郡圏域

	町村名	見積の作成に当たって県が想定している 町村ごとの積算上の支援対象者数
1	西桂町	1
2	忍野村	4
3	鳴沢村	4
4	富士河口湖町	17
合計		26

(3) 実施場所

中学生及び高校生が徒歩、自転車又は公共交通機関等で容易かつ安全に参加できる、原則町村から無償提供された公的施設を活用することとし、必要に応じて対象者の状況に適した場所を実施すること。なお、町村から無償提供された施設が使用できない場合や体験学習を行う場合などはこの限りではないが、実施場所が変わることにより対象者に特別な負担が生じないようにすること。

(4) 実施回数

- ① 週1回かつ年間36回以上の実施を原則とする。ただし、やむを得ない事情により実施間隔や実施回数を減らす場合は、本来行われるべき学習・生活支援が低下しないよう考慮しなければならない。
- ② 受託者は、学習支援を実施する日程及び時間帯について、上記(3)の実施場所と合わせ、該当町村と協議のうえ決定し、支援対象家庭に連絡すること。

(5) 配置職員

各実施場所に、学習支援管理者を1名配置し、支援対象者数に応じて学習支援員、生活支援員を配置する。

- ① 学習支援管理者
日常生活や学校生活上の悩み相談、将来の進路相談に対応できる、教員OBや社会福祉士及び相談業務経験者
- ② 学習支援員
教員OBや大学生など中学及び高校相当の学習内容を個別指導する能力を有している者

③ 生活支援員

日常生活や学校生活上の悩み相談、将来の進路相談に対応できる者

(6) 事務手続

- ① 本事業の利用を希望する保護者は、学習支援利用申込書（別紙様式1）を、町村経由で県へ提出する。
- ② 県は、受託者あて学習支援利用申込書の写しを提供する。
- ③ 受託者は、上記②に基づき、学習支援利用者名簿（別紙様式2）を作成する。
- ④ 受託者は、利用開始前又は利用開始後において、必要に応じ保護者（支援対象者の同席も可）と面接を行い、本事業の目的、支援方法、支援対象者の学習目標の設定等、保護者へ十分な説明を行うこととする。
- ⑤ 学習支援の利用の中止を希望する保護者は、学習支援利用中止届（別紙様式3）を県へ提出する。受託者を經由して県へ提出しても差し支えない。
- ⑥ 県は、受託者あて学習支援利用中止届の写しを提供する。
- ⑦ 受託者は、学習支援活動日誌（別紙様式4）を作成し、保管する。

(7) その他

- ① 本事業に参加する支援対象者の参加費用は無料とする。ただし、支援対象者が実施場所に通う交通費は支援対象者の自己負担とするが、(3)のただし書きを考慮すること。
- ② 年1回以上、学習到達度や学習意欲度の確認、学習支援への希望などを把握するため、支援対象者に対して学習支援の時間内に個別面談を実施すること。
- ③ 年2回以上、委託事業の質の向上を図るため、支援対象者及びその保護者に対してアンケートを実施すること。

7 委託業務実施に当たっての留意事項

(1) 個人情報の保護

受託者は、本事業を実施するうえで個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）及び別添「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(2) 守秘義務

受託者は、本事業を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(3) 対象経費

① 対象経費の種類

対象経費は次のとおりとする。

給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金

- ② 本業務を通じて、利用者が怪我をした場合又は受託者が損害賠償責任を負った場合等の補償に対する保険加入費用は対象とする。
- ③ 受託者は、受託した業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、予め県の許可を得た上、業務の一部を再委託できるものとする。

(4) 広報

事業対象地域において、支援対象者が本事業による支援を受けることができるよう、関係機関に対するチラシの配付による広報を適切に行うこと。

(5) 事業の報告

受託者は、学習支援及び生活支援の当該月の支援対象者及び支援内容を学習支援実施状況報告書（別紙様式5）及び生活支援実施状況報告書（別紙様式6）により、翌月10日までに県に提出すること。

(6) 地域連携

受託者は、必要に応じて、福祉行政（県、町村）、教育行政（町村教育委員会、学校）、町村社会福祉協議会や特定非営利活動法人などの支援団体などと連携して事業を実施すること。特に、町村とは常に利用者の情報を共有し、適切な支援に繋ぐよう事業を実施すること。

(7) 世帯全体の支援

子どもの貧困の解消には世帯全体の課題解決も不可欠であり、本事業を通じ、複合的な課題を抱える保護者などを、自立相談支援機関等につなげることが必要となる場合には確実にこれを行うこと。

(8) 自立相談支援機関との連携

受託者は、自立相談支援機関（山梨県社会福祉協議会）が主催する「自立相談支援事業連絡会議」に出席し、関係機関との情報交換を行うように努めること。

（峡南地域、富士・東部各地域で年2回程度開催予定）